

全国一斉!

法務局休日相談所

開設します!

一人一人の人権を大切にしよう。

無料相談

予約してね



日時

平成30年**10月7日(日)**

午前10時～午後3時(受付終了:午後2時)

場所

甲府地方法務局 (甲府合同庁舎2階会議室)

相談員

公証人

司法書士

土地家屋調査士

法務局職員

こんな心配事はありませんか?

- ◆ 土地・建物の登記 ◆ 会社・法人の登記 ◆ 戸籍の届出
- ◆ 隣地との境界問題 ◆ 遺言の形式, 書き方, 公正証書
- ◆ いじめ, パワハラ, セクハラなどの人権問題

同時開催! 相続セミナー (無料, 要予約)

10:00~
11:30

司法書士による「登記における遺産分割と相続手続」
～ 円満解決の秘訣 ～

13:00~
14:30

公証人による「遺言のすすめ」

先着30名

～ いざというときに困らないために ～

甲府地方法務局 総務課

甲府市丸の内1丁目1番18号(甲府合同庁舎内)
JR甲府駅北口から徒歩3分
駐車場は, 庁舎北側 立体駐車場をご利用ください。

☎ 055-252-7151

(当日 090-8848-5306)

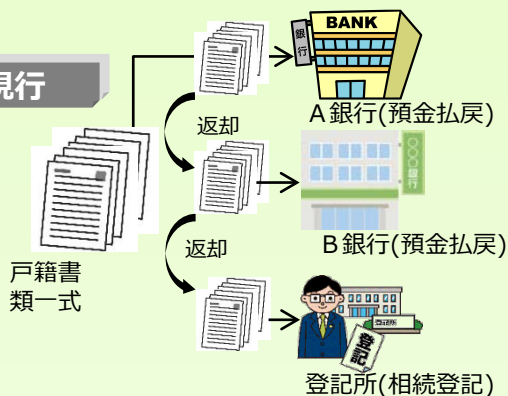


予約
及び
お問
合せ

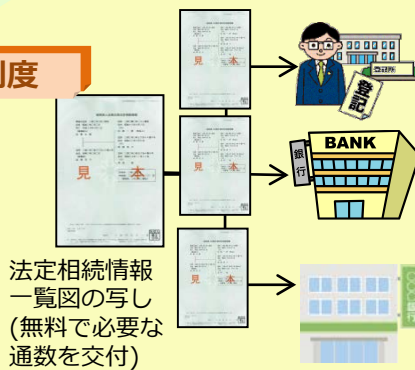
あなたの相続手続を
応援します！

法定相続情報証明制度

● 現行



● 新制度



point!

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

STEP 1

必要書類の
収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入
登記所へ申出



法定相続情報一覧図の
写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

法定相続情報証明制度
の詳しい手続は、

法務局ホームページ 検索

でもご覧いただけます。

検索



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「**法定相続情報証明制度**」がスタート!この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。